

# 令和6年 第3回農業委員会総会議事録

とき 令和6年3月15日（金）  
ところ 東大阪市役所 18階 大会議室

## 【議事日程】

### 1. 農地調整・転用届出等に関する件

#### 日程第1 報告第9号

相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件

#### 日程第2 報告第10号

引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件

#### 日程第3 報告第11号

農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件

#### 日程第4 報告第12号

農地法第5条第1項第6号による届出専決事項報告の件

#### 日程第5 議案第6号

農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の件

#### 日程第6 議案第7号

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条による事業計画認定申請の件

#### 日程第7 議案第8号

開発行為の許可申請に対する意見具申の件

### 2. 地域計画に関する件

出席委員 15名 別紙のとおり  
欠席委員 3名 別紙のとおり  
事務局 1名 別紙のとおり

開会 午後2時00分

**【大西会長】**

開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日、令和6年第3回農業委員会総会を開催いたしましたところ、公私何かとご多用にもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、これより総会を開会いたします。東大阪市農業委員会総会会議規則第6条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。なにとぞ、議事が円滑に参りますよう、最後までご協力をお願いします。本日の総会出席委員は15名ですので、総会は成立しております。本日の議事録署名委員でございますが、私から指名してよろしいですか。

(異議なし)

異議なしと認め

11番 大野一博 委員

14番 菱井和樹 委員

の両委員を指名いたします。

**【議長】**

それでは、審議に入ります。日程第1報告第9号相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

議案報告（事務局報告）

**【議長】**

1番と2番の専決事項についてご質問、ご意見はありませんか。

(意見なし)

**【議長】**

1番と2番の専決事項について異議ありませんか。

(異議なし)

**【議長】**

異議ないものと認め、日程第1報告第9号相続税の納税猶予に関する適格者

証明専決事項報告の件は、了承することに決めます。

続きまして、日程第2報告第10号引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

(事務局報告)

**【議長】**

1番から6番の専決事項について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見なし)

**【議長】**

1番から6番の専決事項について、異議ありませんか。

(異議なし)

**【議長】**

異議ないものと認め日程第2報告第10号引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件は、了承することに決めます。

続きまして、日程第3報告第11号農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

(事務局報告)

**【議長】**

1番から10番の専決事項について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見なし)

**【議長】**

1番から10番の専決事項について、異議ありませんか

(異議なし)

**【議長】**

異議ないものと認め日程第3報告第11号農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件は了承することに決めます。

続きまして、日程第4報告第12号農地法第5条第1項第6号による届出専決事項報告の件を議題とします。

**【議長】**

事務局より報告願います。

(事務局報告)

**【議長】**

1番と2番の専決事項について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見なし)

**【議長】**

この専決事項について、異議ありませんか。

(異議なし)

**【議長】**

異議ないものと認め日程第4報告第12号農地法第5条第1項第6号による届出専決事項報告の件は、了承することに決めます。

続きまして、日程第5議案第6号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の件を議題とします。事務局より報告願います。

(事務局報告)

**【〇〇委員】**

私の親族に関する案件ですので、本件の審議にあたって、一旦退席させていただきます。

**【議長】**

わかりました。〇〇委員には一旦退席願います。

**【議長】**

続きまして事務局より説明願います。

## 【事務局】

農地中間管理事業による農用地等利用集積計画について説明します。

事業目的は農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 条より、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化・新規参入の促進等による農用地の利用の効率化および高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上をめざすものです。

制度の概要ですが同法第 4 条により農地中間管理機構として指定されている一般財団法人大阪府みどり公社を介して農地の貸し付けを希望する出し手から農業経営の効率化や規模拡大を希望する方、受け手すなわち担い手が転借を受けるといような制度です。

令和 2 年 4 月 1 日の法改正の施行に伴い、農業振興地域内農地に加え、市街化調整区域内農地も対象となっています。現在は農業委員会にて出し手・受け手、それぞれの登録やマッチングを実施しています。

法律第 18 条第 3 項により、農地中間管理機構は農用地等利用集積計画を定める場合は、あらかじめ関係する農業委員会の意見を聴くことになっておりますので、この総会にて意見を聴取するものです。

対象地は〇〇、登記地目が田、現況地目が畑、面積は〇〇平方メートルです。

〇〇さんが農業委員会に対して、調整区域内に所有する農地について中間管理事業を利用して貸付きたい旨を希望されたことにより、受け手として登録された〇〇さんを転借人としたものです。設定される権利は貸借権で、期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 11 年 4 月 30 日までの 5 年間です。

財団法人大阪府みどり公社より「計画作成に関する事前協議について」令和 6 年 2 月 15 日付みどり第 7-東 002 号において「協議のあった案件については異存ありません。」と書面にて回答を得ているものです。

それではお諮りします。権利設定を受ける者が耕作または養畜の事業に起用すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うと認められるか。ということと、権利設定を受ける者が耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認めるのかということの 2 点につきましてご審議のほどよろしくお願ひします。

## 【議長】

それではお諮りします。「権利設定を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められるか。」については「受け手」と「出し手」は親族関係にあり「出し手」は既に農業に従事しており、世帯で所有している農地のすべてが効率的に耕作されています。保有する機械や家族の状況等からみて「耕作の事業に供すべき農地のすべ

てを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれる。」旨、回答してよろしいでしょうか。

(異議なし)

**【議長】**

「権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるか。」については「受け手」は農作業を行う必要がある日数について農業に従事すると見込まれる。」旨回答してよろしいでしょうか。

(異議なし)

**【議長】**

意見ないものと認め日程第5議案第6号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の件は農地中間管理機構へ要請することに決めます。それでは、〇〇委員にはお戻りいただきます。

(〇〇委員入室し着席する)

続きまして、日程第6議案第7号都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条による事業計画認定申請の件を議題とします。事務局より報告願います。

(事務局報告)

**【議長】**

続きまして事務局より説明願います。

**【事務局】**

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づき、東大阪市の事業計画を認定するにあたり、同条第3項の規定により、農業委員会の決定を経ることが必要となっているため、審議をお願いするものです。

議案について説明します。

賃貸人は〇〇さん、賃借人〇〇さん、対象地は〇〇、面積は〇〇平方メートル  
登記地目が田、現況地目が畑、権利の種類は使用貸借権で、期間は令和6年3月  
20日から10年間です。円滑法化法第4条第3項に、事業計画認定の要件が示さ  
れておりますので、順に説明します。

一つ目、都市農業の有する機能の発揮に特に資する基準に適合する方法によ  
り都市農地において耕作の事業を行うこと。

具体的な基準として二点あり、一点目、申請者が申請都市農地において生産さ  
れた農産物又は当該農産物を原材料として製造され、もしくは加工された物品  
を主として当該申請都市農地が所在する市町村の区域内もしくはこれに隣接す  
る市町村の区域内又は都市計画区域内において販売すると認められること。

こちらの点については、生産した農作物（じゃがいもなど）を東大阪市内の直  
売所や朝市、隣接する市のレストランに数量ベースで50%以上出荷、販売する  
計画となっております。

二点目、申請者が、申請都市農地の周辺的生活環境と調和のとれた当該申請都  
市農地の利用を確保すると認められること。

こちらの点については、周辺は住宅地につき特段影響はなく、また申請者は環  
境に配慮した営農体系をとることを申請書に明記しています。

二つ目、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に  
支障を生ずるおそれがないか。

こちらについては、申請書によりないと判断しております。

三つ目耕作の事業の用に供すべき農地のすべてを効率的に利用するか。

使用貸借した農地の全面積で耕作する旨を記載しており問題ありません。

四つ目、申請者が事業計画どおりに耕作していない場合の解除条件が書面に  
よる契約で付されているか。

こちらについては、「農地使用貸借契約書(R6.2.1)」第3条にその旨が記載さ  
れています。

五つ目、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農  
業経営を行うか。

当該案件は農業者個人との契約になりますので、当該項目は対象要件ではあ  
りません。

六つ目、法人の場合は、業務執行役員等のうち、一人以上が耕作の事業に常時  
従事するか。

当該案件は農業者個人との契約になりますので、当該項目は対象要件ではあ  
りません。以上です。

**【議長】**

この件についてご審議願います。意見はありませんか。

**【西田委員】**

この農地は生産緑地ですね。例えば、農地所有者の耕作期間が20年あり、貸借期間が10年であった場合、併せて30年となり、買取申出が出来るようになるのでしょうか。

**【事務局】**

後日改めて回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

**【西田委員】**

こういう制度をPRも含めて広めていけたら、遊休農地の解消にも繋がるかと思しますので、よろしくお願いいたします。

**【議長】**

ありがたい意見でした。他にご質問、ご意見はありませんか。

(意見なし)

**【議長】**

意見ないものと認め、日程第6議案第7号都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条による事業計画認定申請の件は、認定することに問題がないことを市長あてに報告します。

続きまして、日程第7議案第8号開発行為の許可申請に対する意見具申の件を議題とします。事務局より報告願います。

(事務局報告)

**【議長】**

続きまして事務局より説明願います。

**【事務局】**

説明します。申請場所は、若江小学校から南西へ約210mのところにある第一

種住居地域内の農地となります。当該地については、令和6年2月21日に生産緑地の制限が解除されています。本件は、地上2階建ての長屋を2棟建設するものです。排水は、公共下水に接続放流します。申請地周辺の状況は、北側は生産緑地となっていますが、申請図面によりますと、緑地と面している部分はアスファルト舗装による駐車場（11台駐車可能）とする予定で建物から14メートル離れています。南側は幅員約2メートルの道路に面しています。東側は既に建築物があり、西側は幅員約4mの道路に面しています。

周辺の状況は、当該開発に係る影響はない旨、航空写真等にて確認しております。説明は以上です。

**【議長】**

この件につきましてご審議願います。意見ありませんか。

（意見なし）

**【議長】**

意見ないものと認め、日程第7議案第8号開発行為の許可申請に対する意見具申の件は意見なしとのことを関係部局に回答します。

続きまして、議事日程第2地域計画に関する件を議題とします。説明願います。

**【事務局】**

本来であれば農政課職員より説明を予定しておりましたが、本日は、環境産業委員会のため、農業委員会職員にて代読させていただきます。

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和7年3月までに市町村は「地域計画」を策定することになりました。地域計画は農業者の高齢化や担い手不足が進む中、さまざまな課題について地域で話し合い、概ね10年後の地域農業の在り方等について策定するものです。

地域計画では、地域でどのような農作物を生産するのか、農作物を生産する上で、誰がどう土地利用をするのか、生産性の向上を図るため、地域の農地の集積・集約化をどのように進めていくのか、集約化の規模をどうするのかの事項等について記載します。加えて、目標地図を作成します。

地域計画の策定・実行の流れは資料の通りです。協議の場での話し合いをもとに、地域計画の案を作成し、縦覧期間を経て公告・策定します。

協議の場では、当該区域における農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる農用地等の区域、その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項の3つの事項について協議します。

地域計画策定の予定地域についてですが、農業経営基盤強化促進法では、地域計画の策定対象として市街化調整区域内の農地となっていますが、大阪府が策定した大阪府農業経営基盤強化促進基本方針に則り、一定規模以上の集団農地となっている区域として池島・横小路地区と東豊浦地区を地域計画策定の予定地域としています。

地域計画策定までの大まかな流れは資料のとおりです。

農業委員会として、農業者への意向調査アンケートに基づく、現況地図や目標地図素案の作成が求められており、今後、座談会や協議の場への農業委員の皆さまの参加もお願いしたいと考えております。以上です。

#### 【議長】

ただ今、事務局から説明がありましたとおり、東大阪市の農政課がこの場をお借りして説明する予定でしたが市議会の日程と重複したため、事務局より説明をしたものです。

説明にありましたとおり、今後、座談会など協議の場におきまして農業委員の皆様にも参加をお願いさせていただきたいとのことでございます。よろしくお願ひします。

以上をもちまして、本日の総会は終了いたします。

慎重にご審議をいただきまして、ありがとうございました。

閉会                      午後2時30分

# 令和6年 第3回 農業委員会総会出欠表(別紙)

(農業委員)

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	宮崎 行俊	○	10	石橋 亮平	×
2	木田 悟朗	○	11	大野 一博	◎
3	草開 善城	○	12	柳生 よみ子	○
4	大東 雄太	○	13	柴村 義信	×
5	田中 強志	×	14	菱井 和樹	◎
6	仲津 恭司	○	15	高橋 美代幸	○
7	大西 博	○	16	田中 隆夫	○
8	西田 博文	○	17	小林 茂一	○
9	石井 忠和	○	18	山口 裕之	○

- 出席  
× 欠席  
◎ 議事録署名委員  
△ 途中参加

---

(職務のため総会に出席した事務職員)

総括主幹 吉川 卓